船橋市国民健康保険条例の一部を 改正する条例案について

 令和
 5
 年
 2
 月
 8
 日

 国保
 年
 金
 課

議題1 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

3 特例対象被保険者等に係る届出の規定の整備について

(船橋市国民健康保険条例第28条の3第2項)【条例改正】

① 改正趣旨

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的失業者の保険料の軽減申請の届出について、雇用保険法施行規則の改正に基づき、事務手続きが一部変更になりました。当該内容について、国から条例の改正例が示されたことを受け、規定の整備を行います。

※「国保のてびき」22、23ページ参照

② 改正内容

非自発的失業者が保険料の軽減制度を申請するにあたり、市が要件を確認するため、被保険者に提示を求めるものとして「雇用保険受給資格通知」を追加します。

軽減申請時提示を求める書類 (改正前) 雇用保険受給資格者証

(改正後) 雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知

③ 施行期日

令和5年4月1日